

# 普通預金商品概要説明書

令和7年6月30日現在

商品名	・ 普通預金
販売対象	・ 法人および個人の方
期 間	・ 期間の定めはございません
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできます。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年365日とする日割計算により算出します。
税 金	・ 個人の場合には国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ・ 法人は総合課税となります。
手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
付加できる 特約事項	・ 個人の方は「総合口座」のお取り扱いができます。 ・ 通帳を発行しない「無通帳口座」のお取り扱いもできます。（但し、インターネットバンキング契約が必須となります。） ・ 当座貸越の限度額は、当金庫所定の金額を最高限度とする定期預金金額の90%とします。 （貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率になります。） ・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、マル優のお取り扱いができます。
中途解約時 の取扱い	
金利情報の 入手方法	・ 金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。

次項へつづきます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</li> <li>・ <b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</li> </ul>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)</li> <li>・ 所定のお手続きにより、無利息型普通預金へ変更することができます。</li> </ul>